

## 2021 年度 通常総会 議案書

2021 年 6 月 16 日 / 岡山県民主会館

1. 開会あいさつ
2. 議長選出
3. 議事録署名人について
4. 会長あいさつ
5. 議事

第 1 号議案 2020 年度事業活動報告について

第 2 号議案 2020 年度決算、監査報告について

第 3 号議案 2021 年度事業計画(案)について

第 4 号議案 2021 年度予算(案)について

第 5 号議案 役員選出

6. 討論・質疑・採択

7. 閉会あいさつ

みんなの家ななくさ 700-0056 岡山市北区西崎本町 1-7 電話 086-253-8988

みんなの家だんだん 700-0056 岡山市北区西崎本町 1-10 電話 086-250-9927

みんなの家かるがも 702-8026 岡山市南区浦安本町 158 電話 086-265-1165

本部事務所 700-0054 岡山市北区下伊福西町 1-53 電話 086-254-9555

本部介護事業部 700-0056 岡山市北区西崎本町 1-10 電話 086-250-9904

Fax086-250-9906 (だんだん併用)

# 第1号議案 2020年度事業活動報告について

## 1、会員現勢について

2020年6月1日現在、個人会員58名、団体会員6団体です。

## 2、理事会、事業所合同会議、本部事務局会議などの開催について

①理事会は、3回開催しました。

第1回理事会 2020年9月8日 岡山県民主会館

第2回理事会 2021年3月31日 同上

第3回理事会 2021年6月1日 同上

②本部事務局会議の毎月第1月曜日に開催してきました。

③3つの介護事業所の管理者さんを中心に毎月10日前後に、事業所合同会議を開催してきました。

## 3、小規模多機能型居宅介護事業所のとりくみ

(1)利用実態推移表 2020年4月1日から2021年3月末

### みんなの家ななくさ

①利用者の動向（登録上限 29名）

年間利用登録 26人/月から29人/月で推移

年間延べ340人、平均登録人数 28.3人/月 平均介護度 2.02 前年度は1.87

年/月	2020年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2021年 1月	2月	3月
介護	24	24	24	22	22	20	23	23	21	21	21	21
予防	5	5	5	6	6	6	6	6	7	7	7	8
合計	29	29	29	28	28	26	29	29	28	28	28	29
介護度	1.99	1.99	2.02	1.98	2.01	2.06	2.02	2.12	1.97	1.97	2.15	2.10

要支援1の介護度 0.375 要支援2の介護度 0.75 で、計算

・新規利用者 7名（地域包括から6人） ・利用中止者 5名

### みんなの家かるかも

①利用者の動向（登録上限 25名）

年間利用登録 20人/月から24人/月で推移

年間延べ275人、平均登録人数 22.9人/月 平均介護度 1.83 前年度は1.89

年/月	2020年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2021年 1月	2月	3月
介護	17	19	18	19	18	19	18	16	17	17	17	17
予防	3	3	3	5	5	5	6	7	7	7	6	6
合計	20	22	21	24	23	24	24	23	24	24	23	23
介護度	1.77	2.03	2.03	1.86	1.81	1.86	1.78	1.68	1.61	1.70	1.94	1.94

・新規利用者 19名（地域包括7人） ・利用中止者 17名

### みんなの家だんだん

①利用者の動向（登録上限25名 2020年10月より29名）

年間利用登録 24人/月から28人/月で推移

年間延べ 299 人、平均登録人数 24.9 人/月 平均介護度 2.25 前年度 2.28

年/月	2020 年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2021 年 1月	2月	3月
介護	22	21	21	21	22	21	21	21	20	22	22	22
予防	3	3	3	3	2	3	4	4	4	5	3	5
合計	25	24	24	24	24	24	25	25	24	27	25	27
介護度	2.25	2.29	2.39	2.39	2.61	2.34	2.28	2.20	2.12	2.02	2.02	2.02

・新規利用者 11 名 (地域包括から 5 名) ・利用中止者 9 名

## (2) 収入額 2020 年度

### ①各事業所の月毎収入額の推移

(万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	/月
ななくさ	621	602	587	573	584	541	626	611	636	539	617	741	7,292	607
だんだん	576	599	596	593	630	560	612	526	528	581	590	555	6,952	579
かるがも	370	414	426	471	473	474	451	450	448	441	462	454	5,338	444
合計	1,567	1,616	1,611	1,638	1,689	1,584	1,689	1,588	1,613	1,562	1,669	1,751	19,583	1,631

### ②収入内訳と前年比

(千円)

	ななくさ	かるがも	だんだん	小計
利用者の利用料負担	5,300 前年比 101.2%	3,043 前年比 86.2%	4,476 前年比 119.9%	12,819 前年比 102.2%
国保連・介護給付費	60,336 前年比 103.3%	46,201 前年比 104.8%	57,515 前年比 133.3%	164,053 前年比 112.6%
食事代・宿泊代	7,285 前年比 114.3%	4,142 前年比 107.6%	7,531 前年比 121.6%	18,959 前年比 115.5%
合計	72,922 前年比 104.1%	53,387 前年比 103.6%	69,523 前年比 131.0%	195,833 前年比 112.1%

人件費総額は 14,878 万円。総収入に対する人件費比率は 75.9%。(役員報酬を除くと 72.0%)

## (3) 利用者一覧 (2021 年 4 月 1 日・現在)

※ ななくさ

	利用者数	独居	認知症	独居かつ 認知症	自己所有 住宅	減額 対象	後見人
要支援 I・II	8	5	0	0	3	7	1
要介護 I	6	3	2	1	4	4	0
要介護 II	7	7	5	5	3	6	1
要介護 III	2	1	1	0	2	1	0
要介護 IV	2	1	2	1	2	1	1
要介護 V	4	2	3	2	2	3	0
合計	29	19	13	9	16	22	3

※ だんだん

	利用者数	独居	認知症	独居かつ認知症	自己所有住宅	減額対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	5	3	0	0	1	4	0
要介護Ⅰ	9	7	3	3	2	9	1
要介護Ⅱ	5	2	5	2	3	4	1
要介護Ⅲ	2	1	1	1	0	1	0
要介護Ⅳ	3	2	2	1	2	3	0
要介護Ⅴ	1	0	1	0	1	0	0
合計	25	15	12	7	9	21	2

※ かるがも

	利用者数	独居	認知症	独居かつ認知症	自己所有住宅	減額対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	6	3	0	0	4	2	0
要介護Ⅰ	6	3	1	1	5	2	0
要介護Ⅱ	3	2	2	1	2	2	1
要介護Ⅲ	1	0	1	0	1	1	0
要介護Ⅳ	4	2	3	2	2	1	0
要介護Ⅴ	2	1	2	1	1	1	0
合計	22	11	9	5	15	9	1

※ 合計

	利用者数	独居	認知症	独居かつ認知症	自己所有住宅	減額対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	19	11	0	0	8	13	1
要介護Ⅰ	21	13	6	5	11	15	1
要介護Ⅱ	15	11	12	8	8	12	3
要介護Ⅲ	5	2	3	1	3	3	0
要介護Ⅳ	9	5	7	4	6	5	1
要介護Ⅴ	7	3	6	3	4	4	0
合計	76	45	34	21	40	52	6

※ 減額対象は、市民税非課税の世帯の利用者さんです。全体で68%、ななくさ76%、だんだん84%、かるがも41%となっています。一人暮らしの人は2017年4月で74%、2018年は67%、2019年61%、2020年58%、2021年59%です。認知症で独居の方が21人おられるのに成年後見制度活用は4人に一人程度になっていて、住宅確保、看取り、病院や訪問看護ステーションとの連携などの課題と合わせて検討が必要ではないかと思われます。

(3) スタッフ学習など

各事業所は年間学習計画を策定して、職場での学習会を積み重ねています。今年度はまさにコロナ禍のさなか、感染防止の学習なども真剣に取り組まれました。

スタッフニュースも2020年7月14日、2021年1月5日、3月22日、4月20日、5月20日と5回発行し、コロナ感染状況を伝えながら感染防止の強化、ワクチン情報などを掲載し、事業所ごとでの討議材料として提供しました。

## 4、学習会

### (1) あなたとともに考える人権問題学習会

2020年12月5日、「2020年度あなたとともに考える人権学習集会」を岡山市勤労者福祉センターで開催し、NPO会員や市民、岡山市内の介護事業所、団体からの代表など48名が参加しました。

コロナ禍、第3波がはじまった時期と重なりましたが、会場の体育集会室を7人の事務局が手分けして、3人かかけの机に一人が座れるように配置。換気扇での換気、机はもちろん椅子も含めて消毒、入り口での体温測定、体調管理の用紙に記入もしてもらい、途中休憩を入れる、マイクは人が変わるたびに消毒、などを徹底しました。中島純男会長が主催者を代表して「2000年から開始され20年が経過しようとしている介護保険制度の功罪を明らかにし、まずは本来の介護保障を具体化していく上での課題をともに考え、新たな方向性を見出したい、との思いで開催させていただきました。」とあいさつ。

「介護保険20年を検証する」と題して井場哲也氏（社会福祉法人岡山中央福祉会・理事長）が講演しました。井場氏は2000年に介護保険制度が創設され、当時議論された①介護の社会化、②高齢者自身のサービスの選択、③医療・保険・福祉制度の一元化、④予防とリハビリで高齢者の自立支援、⑤在宅ケアの推進、⑥平等な費用負担、⑦民間活力導入の7つの理念と現状、を照らして説明。家庭介護者の3割が75歳以上という老々介護の現状や介護離職者数の増加など、介護の社会化は未達成であること。利用者にとって過酷な3割負担の導入、国の医療・介護費用の抑制のための地域包括ケアシステムの限界を指摘。介護保険制度だけでなく、社会保障制度の抜本改善の必要性を強調すると同時に学び・考え・実践することを呼びかけ講演を結びました。参加者から質問が出され意見交換。講師は、介護保険導入前の「措置による介護」なども参考に、すべての対象者に真の介護保障が対応できる制度がいま必要ではないか、と話されました。

続いて、現場からの事例報告。小規模多機能型居宅介護事業所のみんなの家ななくさの花田しずか看護師が「介護度が高い人を在宅で支えていくこと」、みえさんちの家の介護支援専門員の荻野さんが「制度だけでは支えきれない・・・自覚と自立を共に考える・・・」、特別養護老人ホーム穂香の里の介護主任の竹田さんから「法人の方針をもとに事業所独自でとりくんだもの」、と題して報告されました。

まさに利用者さんに寄り添う姿勢、個人的なものから組織的なものに昇華して、その実践を通してすべての利用者さんにより良い介護と生活支援を提供できることに結びつけるとりくみに、参加された方々の共感が寄せられました。

## 5、会報「NPO・地域人権だより」の発行について

2020年度の会報は、2回の発行になりました。印刷部数は毎回100部です。

第55号、2020年12月21日発行

第56号、2021年4月12日発行

## 6、その他

①第5次岡山県人権政策推進指針（素案）へのパブリックコメントを2020年12月に提出しました。

②第3次晴れの国おかやま生き生きプラン素案に対するパブリックコメントを、同じく2020年12月に提出しました。

③コロナ禍のもと、民医連が運営母体である看護学校ソワニエの学生さんへ物資の支援活動を行いました。

【資料】

収入額（万円）、利用人数、平均介護度などの推移

	ななくさ 2006.07.01 開設	かるがも 2010.04.01 開設	だんだん 2013.07.01 開設	小計
2012(平成24)年度	6,517 295人 2.38	4,024 228人 1.90		10,541 518人 43人/月
2013年度	5,858 270人	4,129 260人	1,485 65人	11,473 595人 50人/月
2014年度	6,651 296人 2.49	4,019 262人 1.54	3,298 186人 2.03	13,969 744人 62人/月
2015年度	7,646 324人 2.40	4,168 245人 1.50	4,082 204人 2.10	15,897 773人 64人/月
2016年度	7,442 338人 2.20	4,445 248人 1.70	4,491 203人 2.30	16,379 789人 65人/月
2017年度	7,048 340人 2.00	4,824 246人 1.71	4,949 209人 2.59	16,822 795人 66人/月
2018(平成30)年度	6,594 334人 1.81	5,749 259人 2.04	4,954 210人 2.44	17,298 803人 67人/月
2019年度	6,996 346人 1.87	5,144 258人 1.89	5,299 228人 2.28	17,440 832人 69人/月
2020年度	7,292 340人 2.02	5,338 275人 1.83	6,952 299人 2.25	19,583 914人 76人/月

第2号議案 2020年度決算、監査報告について

2020年度 活動計算書

2020年 4月 1日 から 2021年 3月 31日まで  
 特定非営利活動法人  
 地域人権みんなの会

科 目	金 額 (単位:円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入		0	
2 会費収入			
・ 正会員会費	127,600		3000円×28、1200円×28、その他3人
・ 団体賛助会費	72,000	199,600	12000円×6口
3 事業収入			
・ 人権問題講演会	9,500		
・ ホームヘルパー養成講座	0		
・ 小規模多機能型居宅介護事業所事業	195,833,379	195,842,879	
4 寄付金収入	0	0	
5 雑収入	1,766,875	1,766,875	利息、雇用関係助成金など
6 事業補助金	49,189	49,189	2020年度岡山市人権啓発
7 特別利益 固定資産受贈益	0	0	
当期収入合計 (A)		197,858,543	
前期繰越収支差額	37,228,654	37,228,654	
収入合計 (B)		235,087,197	
II 支出の部			
1 事業費			
・ 学習研修費	106,335		12/5学習会
・ 研究調査費	6,000		
・ 人権問題相談会	0		
・ 機関紙発行費	7,412		ニュース発送代
・ 雑損失(支払利息など)	248,422		
・ 小規模多機能型居宅介護事業所事業	190,123,209	190,491,378	
2 管理費			
・ 役員報酬	0		
・ 退職金	0		
・ 臨時雇賃金	0		
・ 福利厚生費	153,333		勤続10年粗品三人分
・ 会議費	72,496		理事会・会議費
・ 旅費交通費	360,000		会長・交通費年間
・ 通信運搬費	120,553		T E L、郵送費など
・ 消耗品費	1,137		
・ 印刷製本費	0		
・ 備品費	13,800		
・ 営繕費	0		
・ 光熱水道費	20,125		
・ 租税公課	856,900		小規模多機能事業
・ 雑費	16,587	1,614,931	
3 予備費	0		
当期支出合計 (C)		192,106,309	
当期収支差額 (A) - (C)		5,752,234	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		42,980,888	

# 2020年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2021年 3月 31日現在

特定非営利活動法人  
地域人権みんなの会

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 手許有高	1,031,278		
普通預金 (中国銀行など 9通)	20,103,784		
未収入金	31,753,124		
前払費用	363,000		
仮払い金	0		
流動資産合計		53,251,186	
2 固定資産			
無形固定資産・ソフトウェア	410,757		
建物	21,919,963		
工具・器具・備品	38,318		
什器備品	38,887		
構築物	228,941		
基金 (林協同基金)	100,000		
土地	19,208,485		
投資その他の資金	5,300,276		
固定資産合計		47,245,627	
資産合計			100,496,813
II 負債の部			
1 流動負債			
未払い金	20,294,259		
預かり金	949,766		
仮受金	0		
未払い法人税など	856,900		
借入金	35,415,000		
流動負債合計		57,515,925	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			57,515,925
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		37,228,654	
当期正味財産増加額(減少額)		5,752,234	
正味財産合計			42,980,888
負債及び正味財産合計			100,496,813



## 2020年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2021年 3月 31日現在

特定非営利活動法人  
地域人権みんなの会

科 目	金 額			
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金			本部・中銀1	97,848
現金 手許有高	1,031,278		本部・中銀2	1,902,583
普通預金（中国銀行など9通）	20,103,784		ななくさ中銀	5,147,532
未収入金	31,753,124		ななくさ信金	8,208
前払費用	363,000		ななくさ郵貯	10,049
仮払金	0		かるがも郵貯	1,605,092
流動資産合計	53,251,186	53,251,186	かるがも中銀	5,071,748
2 固定資産			かるがも定期	255,000
無形固定資産・ソフトウェア	410,757		だんだん中銀	5,466,897
建物	21,919,963		本部・郵便	538,497
什器備品	38,887			
構築物	228,941			
工具・器具・備品	38,318			
基金（林協同基金）	100,000			
土地	19,208,485			
固定資産合計	41,945,351	41,945,351		
投資その他の資金	5,300,276	5,300,276		
資産合計		47,245,627		
資産合計			100,496,813	
II 負債の部				
1 流動負債				
未払い金	20,294,259			
預かり金	949,766			
仮受金	0			
未払い法人税など	856,900		日本政策金融公庫1	10,535,000
借入金（金融公庫、民主教育）	35,415,000		日本政策金融公庫2	6,380,000
流動負債合計		57,515,925	個人	4,000,000
2 固定負債			県人権連	8,500,000
固定負債合計		0	財・民主教育3	3,000,000
負債合計			人権岡山	3,000,000
III 正味財産の部				
前期繰越正味財産		37,228,654		
当期正味財産増加額(減少額)		5,752,234		
正味財産合計			42,980,888	
負債及び正味財産合計			100,496,813	

## 監 査 報 告

- ・ 日 時 2021年5月28日
- ・ 場 所 岡山県民主会館
- ・ 期 間 2020年4月1日～2021年3月31日
- ・ 立 会 特定非営利活動法人 地域人権みんなの会  
会 長 中 島 純 男  
理 事 田 中 金 一

特定非営利活動法人地域人権みんなの会 2020年度の会計監査を2021年5月28日に民主会館で執行しました。

現金、預金通帳、現金出納帳、領収証を監査、点検した結果、諸事正確であったことを証します。

### 【監査所見】

コロナ禍の中で医療・介護・福祉をはじめ、国の在り方が鋭く問われている今日において、地域に密着したNPOみんなの会の活動が益々重要になっています。

利用者の願いに沿った経営理念に基づく介護事業所の健全経営と、なおかつそれを保障する健全な財政が求められています。

所期の目的の達成に向けて、会員・職員の団結と奮闘に期待します。

2021年5月28日

会長 中 島 純 男 殿

特定非営利活動法人 地域人権みんなの会

監 事

藤澤 未博



監 事

福本 真



### 第3号議案 2021年度事業計画(案)について

2020年1月下旬から世界的に広まった新型コロナウイルス問題。2021年の5月30日現在、国内で感染が確認された人は、74万2792人、亡くなった人は国内で1万2944人です。岡山県は感染者数7292人、死亡した人は103人となっています。全国平均、160人に一人の感染、感染者57人に一人が亡くなっています。岡山県は、260人に一人の感染、感染者70人に一人の比率で亡くなっています。

社会経済を優先した国政のもとで引き起こされた第4波、そのピークが見えない5月中旬、岡山県は全国の各県のステージ4の中でも医療提供体制などの悪化も激しくすべての指標で上位を占めるように激増しました。その結果、2021年5月16日から岡山県にも緊急事態宣言が発出され5月31日までのものが6月20日まで延長されるなど、第4波の大きな感染影響によって国民・県民は多大な犠牲を強いられています。

かつてない危機感を覚える中ですが、

2021年度の活動は以下を重点においてとりくみます。

#### 1、介護事業所活動の安定と広がりをめざします

コロナ禍は現在の医療・介護のありようを厳しく問いかけてきました。日本国内でのワクチンについては、2月末から医療従事者への接種、4月から高齢者への接種がはじまりました。岡山県では5月10日から高齢者への予約がはじまりましたが、大混乱と大きな不安を伴いながら5月17日から接種がはじまりました。7月末までに高齢者を終え介護従事者という順番とされていますが、その見通しは疑問視されます。

コロナ禍の中、様々な場面で自粛生活が余儀なくされ、中小零細事業者や飲食業等で経営が困難な状況が続いています。また、非正規労働者をめぐる実態も深刻さを増しています。

当法人が運営する3つのみんなの家事業所も、連日大変な緊張感を強いられてきました。密閉、密集、密接の「3密」が厳禁とされる感染症対策ですが、私たちの介護事業所ではそれを回避することは困難です。エッセンシャルな人間社会の活動として、その危険とも向き合いながら対応してきました。

残念ながら、2021年5月末に介護従事者から感染者が出ました。

みんなの家だんだんのAさんが5月27日に体調の変化あり、5月29日仕事中に喘息症状を呈して早退。自宅で静養していたが発熱、夜中に市民病院を受診。5月30日、PCR検査を行い陽性と判明、中等症と診断されました。入院して治療、6月8日に退院。その後自宅療養を続けています。

だんだんは、感染が判明した朝の午前6時に佐々木、杉本、住宅、中島が集合し緊急会議・保健所への連絡/・スタッフへの連絡/・事業所業務の停止/・利用者さんとご家族への連絡/・事業所の消毒を確認。そして、新たな感染対策点検表を作成し「毎日点検の実施」、岡山市事業課指導課への連絡、スタッフ全員のPCR検査

(1回目・5月31日、2回目・6月4日、5日)(どちらも全員が陰性の結果)、ご家族へ「お詫びとお願い」文の送付、運営推進委員のみなさんへ経過報告、職員会議で敬意の確認と今後の取り組みの意思統一を行って来ました。

感染防止策のさらなる徹底と合わせ、スタッフの自主的な日常的体調管理と不良の場合の報告の徹底、利用者さんたちを守るべき姿勢方針・と具体的対応、これらの視点での総括をより深めなくてはならないと、スタッフ一同、改めて認識を強くしています。

その後、3つの事業所みんなの家では、利用者さんへ感染させない、拡大させないという立場でより徹底を図ってきました。感染症対策としての予防策を徹底していきます。スタッフや利用者さんの日常生活でなるべく「3密」を避けるとともに、「物を介した感染」に対しても注意し、予防対策を具体化しています。

政治による社会保障制度切り捨てがさらに強まる中、人権確立の視点で公的保障の充実をめざします。特に、高齢者、障害者の生活を脅かす、自助を中心にしてその次に共助を置き、公助を切り捨てようとする動きにたいして、法人は多くの仲間と共に、安全・安心の地域づくりの観点から、地域で住み続けられるための政策を実現させるために奮闘していきます。

私たちは、現在3つある小規模多機能型居宅介護事業所を利用者さんと家族に寄り添い、大きな役割をになう存在にしていきたいと思えます。そして、従事者と利用者さんたちが互いに成長しあえる事業所、ホームとして発展させていきます。

理事会と事務局、会員の連携のもと、本来の社会保障充実への活動の発展をめざします。理事会で以下の課題を追求していきます。課題ごとに、会員みなさんに協力を呼び掛けます。

#### ①法人20周年を総括し、さらなる発展を展望します。

2001年12月15日に法人設立総会を開催し、2002年5月1日に法人登記がなされました。2022年5月1日を20周年記念日として、この20年の記念誌を発行します。

また、「おかやま人権ネットワーク(仮称)」を岡山県人権連、財団法人岡山県民主教育研究会とともに結成し、そのなかでNPO法人ならではの役割を担いながら取り組みに寄与していきます。

日常的に以下の点について追求しながら組織運営を図ります。

ア、NPO法人としての機能強化・・・事務所機能の整備、理事会組織運営

イ、将来検討・・・社会的貢献活動、事業活動、要求実現活動 これらの総合的なとりくみ

ウ、継承し発展させるための具体的人的配置・・・若い人たちの登用

#### ②事業活動の安定・強化をはかるとりくみ

ア、小規模多機能事業所の安定的運営と発展

○住民の要望に応じて、登録定数を増やせるためのとりくみ

○正規職への転換、給与などの改善

○職場環境の改善

○働き甲斐と結びついた看護・介護観の形成、学習・研修活動

○民医連共済の活用、民医連活動へのより接近と実践

イ、経営の健全化・透明化、そして運営資金の確保

○事業所管理者会議、事務局会議、ケアマネ会議の定例化

○理事会での経営・運営実態の報告

○本部事務局での全体の財政の進捗状況などの確認

○ホームページに財政も含めた総会議案書の掲載

○「地域人権だより」に経営状況などを掲載し会員さんにしらせませす。

#### ③社会保障、社会福祉の向上、互いに助け合うとりくみ

ア、浅田訴訟判決勝利の意義を学び、行政に活かせるための学習

イ、成年後見制度の活用支援

ウ、いのちのとりで裁判、年金引下げ違憲裁判、その他人権問題で闘っている人たちへの支援

エ、高齢者一人暮らしの不安に対応できるとりくみ、事業活動の検討

オ、コロナ禍で困窮している人たちや地域住民への生活支援のとりくみ、事業活動の検討

## 2、「ななくさ」「かるがも」「だんだん」活動

### (1)「みんなの家ななくさ」のとりくみ

2006年7月、小規模多機能ホームとして市内で2番目に開設できました。地域密着型の典型的なとりくみとして利用者さんや家族、関係者から評価を受けています。ななくさの地域密着としての特徴の一つは、2014年4月から、ななくさに隣接するアパートを活用していることです。独居の利用者さんたちを在宅の生活支援と介護という形で、小規模多機能型居宅介護事業所が、その方の最後の人生までともに過ごせたらという決意のもとでの取り組みとなっています。

利用者さんは石井中学校区に在住の方たちが中心になってきました。在宅支援事業所、病院関係者などからの紹介、地域人権運動の地域組織、障害者施設関係、生活と健康を守る会などからも利用につながる相談もよせられ、事業所と地域社会を結ぶひとつのパイプになっています。

運営推進会議には、小・中学校長、町内会長、民生委員、利用者のご家族、地域包括支援センター、公民館スタッフ、生協クリニックの看護師さんの方々が参画していただいています。この方たちの力も発揮していただいて、地域密着型の施設として発展させていきます。

感染症対策にも配慮しながら、家族会、地域カフェ、子ども食堂など考えられる地域住民や利用者家族との共同のとりくみを構想し実現のために奮闘します。経営については、利用者さん登録は28人/月、収入は620万円/月をめざします。

ア、理念に基づいて実践する イ、職員間の連携とチーム介護の確立をめざす ウ、介護の質の向上と介護技術資格取得を目指す エ、地域との交流を深める、オ、防災対策を地域の中でとりくむ、これらを柱に日常のとりくみを具体化していきます。

## (2) 「みんなの家かるがも」のとりくみ

かるがもは、岡山市の南区在住の「友の会」メンバーから要請され、2010年4月1日に開設しました。開設当初は医療生協関係者、友の会関係者などのご紹介でスタッフも構成することができました。介護・医療の経験豊かなスタッフさんたちを迎えながら事業所運営をつないでいただけてきました。同時に、若い世代の人たちからも常勤職員としてスタッフに加わり、困難を様々な形で示される利用者さんたちにとってなくてはならない事業所として発展してきました。さらに、さまざまな利用形態の方々にも寄り添える体制や運営方針の確立を目指します。

運営推進会議には、友の会役員、地域包括支援センターのスタッフ、地元町内会長、民生委員の方々なども参加していただいています。地元、浦安本町の住民の皆さんに、ニュースや「かるがもたより」の活用をつうじて、小規模多機能としての、みんなの家かるがもがより親しまれる、より頼りになる存在となるように取り組みます。

スタッフの連携と学習に力を注ぎます。家族会の開催、友の会との連携、住民との交流の機会なども含め、地域密着型の施設として発展をめざします。

友の会の活性化をはかり、経営については、24人/月の利用登録者、収入は480万円/月をめざします。

具体的な活動は、ア、理念に基づいて実践できる体制作り イ、職員間の連携とチーム介護確立 ウ、介護技術の向上と認知症に対する理解を深め介護の質の向上をめざす エ、地域とのかかわりを強め交流を深める などを柱に展開していきます。

## (3) 「みんなの家だんだん」のとりくみ

「みんなの家ななくさ」のサテライトとして「みんなの家だんだん」を2013年7月1日に開設、2020年1月から独立し定員上限を25名、2020年10月から29名にしました。

今年度は、27人/月の利用者登録、580万円/月を目標とします。

ななくさと協力して、利用者さんを中心に地域住民に開かれた催しを企画します。また、認知症利用者さんへの理解と具体的対応などにかかわり、特に困難な事例の場合ほど基本的な理念こそが大切だという姿勢が貫かれるための、学習や集団討議を大切にします。

ななくさのサテライトの位置づけから独立し、新たな体制もある程度定着してきたなか、共通の目標をもち、スタッフの連携を強め、引き続き、人権認識を高めあえる職場づくりを目指します。

## (4) 職員の働きがいがある職場作り

2021年6月1日現在で、ななくさには21名(常勤換算数14.0人)、かるがもは14名(常勤換算数10.9人)、だんだんは17名(常勤換算数13.2人)、合わせて52名(常勤換算数38.1人)がスタッフとして奮闘してくれています。事業所の運営の中心は職員の方々です。職員がいきいきと仕事ができる条件作りが利用者を大切

できる施設につながります。

近年、介護事業所全般で利用者さんからのセクハラや暴力も問題となる案件が発生していることもあり、職員が安心して働ける条件作りをさらに追求します。また、専門職としての役割がさらに発揮できるよう、研修機会の提供、将来の事業所作りへの参画などを重視します。

専門職資格取得への支援をさらに追求します。

40時間/週の勤務を2年以上続けて経験され、その時点で60歳未満の方については、事業所内での役割、本人希望、仕事内容などを総合的に勘案して正規職員に転換できるよう、経営の安定も目指します。

スタッフ一人ひとりが介護の仕事を大切に、社会的に寄与すること、そのことが介護の仕事への社会的評価を高めること、利用者さんの生活の向上につながることで、自らの生き方をひろげて充実させることにつながるという意気込みを寄せあうことができる職場として発展させていきます。

ななくさ、かるがも、だんだんの職員間をはじめ、当会の役員と職員の交流・話し合う場を確立しながら、民主的運営のもと互いに成長が保障される職場をめざします。

毎月、中旬に、3つの事業所の管理者で構成する管理者会議を開催します。

そのほか、定期的に3つの事業所のケアマネ合同会議、事務担当者合同会議などを開催し、法人としての統一性とそれぞれの事業所としての柔軟性を活かし、利用者さんに寄り添える支援と介護を展開します。

今年度も新型コロナウイルス問題もあり、スタッフ交流集会は開催を控えます。各事業所でカンファレンスを通じて、利用者さんの措かれている環境や生育歴など共通認識にしなが、健康の社会的決定要因(SDH)にも触れた学習につながるよう工夫した取り組みをすすめます。

民医連に加入している組織として、共済の取り組みなどに加わり、共済制度を活用していきます。

今年度から「仕事の悩み相談」の担当者を配置します。そして、公益財団法人林精神医学研究所が母体の岡山EAPカウンセリングルームと契約を結び、スタッフさんたちが様々な問題で専門家にカウンセリングを受けやすい条件を作ります。

## (5) 事業所と法人の連携について

法人として、事務局を担う人たちや各事業所スタッフさんたちに、さまざまな学ぶ機会を保障します。制度教育や職場外のいろいろな企画などへの参加を大切にします。「人は必ず変わる」という観点から一人ひとりの職員の成長を大いに期待して、声や思いに耳を傾け、仕事や集団づくりへの積極性を引き出すような援助や話し合いが求められています。職場目標と結びついた個人目標づくりを援助し、個別面接も重視します。

各事業所がNPO法人組織の理念を具現化することを目標に取り組むなかで、様々な課題が発生します。課題を前向きにとらえて事業所の前進、地域の福祉力と自治能力の向上、制度の前進的な改革などに結びつけます。

そのためにも、

- ①事業所経営理念の遂行と経営財務に責任を負い経営の中軸となる管理職集団の形成
- ②職員が共通の理念に照らして気兼ねなく意思疎通ができる体制の確保
- ③利用者、家族の要求などが主張しやすい運営体制
- ④事業所職場から発する諸問題について適宜相談し合うことができる法人体制の確立、などをめざします。

## (6) 持続し展望を見据えた経営のために

ななくさ、かるがも、だんだん、3つの事業所を開設・運営するうえで、団体・個人から原資を借りうけています。また、この3年間で二度、日本政策金融公庫から借り受けました。契約に基づき返金していくことがまず求められます。また、施設・設備のメンテナンスや更新、新たな福祉事業の展開なども想定して、自己資金を確保していくことは、利用者さんの立場に立ったうえでも経営上欠かせないことです。

営利自体を追求することが事業目的ではありませんが、借入金を減らし、積立金を生み出すことは、働く人々が安心して仕事を続けられる条件づくりの一つであり、さらにひろがる利用者さんたちの潜在的な福祉要求を掘り起こし、地域の福祉力を組織して積極的な活動を展開する基盤づくりとなります。公的制度ではない、住

民の諸要求を事業化していくうえでもこの保証があってこそ着手・実現できるものと自覚して、経営にあたっていきます。

#### (7) 報酬をうけとる役員について

報酬をうけとる役員として、2020年度は田中金一、吉岡昇の各理事を充てます。報酬は年額4,720,800円、2,680,800円、その期間は2021年6月から2022年5月とします。2名は、NPO法人地域人権みんなの会、小規模多機能型居宅介護事業所の発展を企画し実施する任務にあたります。

### 3. 将来を見据えて活動の広がりを

#### (1) 「おかやま人権ネットワーク(仮称)」の結成について

##### ①結成の目的

地域を基礎に人権確立をはかり、住み続けられる地域を協同の力で創りあげていくことは、すべての人たちに共通する課題となっています。日本国憲法の精神の根幹でもある基本的人権を具体的に保障させていく取り組みが今こそ大切にされなくてはなりません。その人権は地域のありようと深く結びついています。

地域に人権を確立させていこうとする組織が力をあわせて、人権侵害に対して世論を広め、その解決の在り方を市民・県民の側からともに提起していくことは人権概念そのものを深めていくことにつながります。特に、若い世代の人たちによる人権を基調にした社会形成をすすめるうえでも、大きな推進力が求められています。これらの目的、思いを込めて、特に岡山県でのとりくみの教訓を生かして、当法人が中心母体となって、「おかやま人権ネットワーク(仮称)」の結成をはかります。

##### ②結成にむけて

当法人を運営母体とした場合の構想を示し、理念、目的、対象、活動の柱、財政などの基本的な課題を整理し、県人権連、一財・岡山県民主教育研究会などでも論議をはかってもらい、今年度には結成に結びつけます。

#### (2) 地域社会へ貢献していくとりくみの検討

##### ①コミュニティの場所づくり

- ・コロナ問題で、社会活動や人々の連携の在り様に変化してきています。

そういう中でも、人と人がふれあいができる取り組みを考えていきます。カフェ活動、子ども食堂など、地域住民に寄り添う取り組みも検討していきます。

- ・感染症拡大防止対策を日頃から執りながら、それぞれの小規模多機能ホームは、祭り、つどい、映画会など、地域住民と利用者さんたちの交流の場を提供していきます。

##### ②活動を担う人たちを結集していく諸準備と場所の確保などの検討

#### (3) NPO法人地域人権みんなの会の結成20周年記念企画について

2022年5月1日にむけて、3つのみんなの家の取り組みを中心にした記念誌、法人の諸活動を振り返る「人権ブックレット」の発行にむけてとりくみます。

### 4. 県民を対象とした学習懇談会などの開催について

#### (1) 「人権を考える学習集会」

今年度は、あなたとともに考える人権学習集会を12月4日(土)に、岡山市内で開催します。医療・介護現場の実態、患者・利用者さんたちと働く人々の置かれている現状、これらを柱にして人権保障にかかわる学習

を深められる企画を検討します。規模は50人とし、岡山市の人権啓発推進補助金事業として取り組みます。

## (2) 地域人権問題研究集会など

2023年2月にむけて、岡山県地域人権問題研究集会は再開できるように取り組む予定です。新型コロナウイルスの問題で3年のブランクがありますが、新たな意気込みをもって、これまでのNPO法人地域人権みんなの会のとりにくんできた事業活動、学習活動などが人権確立、地域での安心・安全にどのように反映してきたのか、集会の内容に反映させていきます。

## (3) その他

浅田達雄さんが岡山市を提訴して裁判で勝利したにもかかわらず、県下の自治体では介護保険優先の姿勢に変化は生まれていません。引き続き、浅田訴訟判決の意義を広め自治体行政レベルにも反映させていくことが求められています。

「民医連」をはじめ、医療・介護の実践を通じて人権確立をめざす諸団体が提起する学習会にも積極的に対応します。子育て世代の要求を人権の視点からとらえる課題の一つとして、「保育所、幼稚園、子ども園」にかかわる学習会などを検討します。

## 5、広報・宣伝・学習・研究活動

地域住民・市民の観点から人権を考える観点での広報・宣伝活動は極めて大切になっています。住民の民主的・地域づくりのとりにくみや介護と事業所の社会的認知を高めていくとりにくみ、社会保障を充実させる諸活動などにも積極的に参加し、非営利共同のとりにくみを重視します。

一般財団法人岡山県民主教育研究会と共同して、「人権」や「地域」にかかわる研究書籍を発行し普及します。

「地域人権だより」を適宜発行します。会員内外からの投稿もいただき内容を充実させます。NPO法人地域人権みんなの会のブログを活用し、公開の原則にも対応していきます。

将来にわたり安定的な事業展開を展望する上での法人のあり方の研究を具体的にすすめます。また、それぞれの事業所の内容、地域密着で成果を上げているとりにくみなどを広く市民に広げていきます。

## 6、会員の拡大

諸活動を積極的に展開させるなかで会員拡大をめざします。NPOの意義と当会の目的を多くの人に理解をえる独自のとりにくみも必要です。

学習活動、事業活動などに会員外の人々の参加、協力を訴え、そのとりにくみを通じて入会を働きかけます。また、専門家の方々に直接入会の呼び掛け活動を展開します。

個人会費は、月額250円です。70歳以上の方、障害者の方などは月額100円とします。

## 7、運営について

- ① 理事会はすくなくとも4ヶ月に一度開催することをめざします。
- ② 個別分野にかかわる計画づくりの会議は随時開催します。
- ③ 「NPO・地域人権だより」は年4回、7月、10月、1月、4月に発行します。
- ④ 法人役員は、ななくさ、かるがも、だんだんの運営にかかわるとりにくみや諸会議に積極的に参画します。
- ⑤ 県内の人権課題に積極的に接近し、特に福祉の向上をめざすとりにくみのために奮闘します。
- ⑥ 西日本豪雨、東日本大震災など復旧・復興支援を引き続き行います。
- ⑦ 民医連、民商、商工会議所に加盟していることを活かし、社会的信頼を高めながら、安定性、将来性を確立します。



# 第4号議案 2021年度予算(案)について

## 2021年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

2021年 4月 1日 から 2022年 3月31日まで

特定非営利活動法人

地域人権みんなの会

科 目	金 額 (単位:円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入		0	
2 会費収入			
・正会員会費	130,000		60人
・団体賛助会費	72,000	202,000	6団体
3 事業収入			
・人権問題講演会	10,000		あなたとともに・・学習集会
・ホームヘルパー養成講座	0		
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	201,600,000	201,610,000	な620万/月、か480万/月、だ580万/月
4 寄付金収入	10,000	10,000	
5 雑収入	1,000,000	1,000,000	労働局など雇用関係助成金等
6 事業補助金	50,000	50,000	人権学習への岡山市助成
当期収入合計(A)		202,872,000	
前期繰越収支差額	42,980,888	42,980,888	
収入合計(B)			245,852,888
II 支出の部			
1 事業費			
・学習研修費	200,000		12月学習会
・研究調査費	500,000		20周年記念行事
・人権問題相談会	10,000		
・機関紙発行費	30,000		
・事業開設費	10,000		
・小規模多機能型居宅介護事業所事業	193,600,000	194,350,000	
2 管理費			
・役員報酬	0		
・退職金	0		
・臨時雇賃金	0		
・福利厚生費	300,000		勤続10年粗品など
・会議費	150,000		理事会会議費
・旅費交通費	400,000		会長交通費など
・通信運搬費	150,000		
・消耗品費	50,000		
・印刷製本費	450,000		20周年記念誌など
・光熱水道費	30,000		
・備品費	200,000		パソコン環境整備
・保険料	0		
・租税公課	1,200,000		小規模多機能事業
・雑費	50,000	2,980,000	
3 予備費	0		
当期支出合計(C)			197,330,000
当期収支差額(A)－(C)			5,542,000
次期繰越収支差額(B)－(C)			48,522,888

## 2021 年度借入限度額

2021 年度の新たな借入金の最高限度額を 3,000 万円とします。

## 第5号議案 役員選出について

定款の以下の条文にもとづき、役員を選出します。

任期は、2021年7月1日から2023年6月30日までとします。

第14条 この法人に次の役員を置く。

(2) 理事 7人以上15人以内

(3) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2021年7月1日から2023年6月30日まで

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受ける役員
理事	中島純男			
理事	村上雅彦			
理事	三戸康生			
理事	吉野一正			
理事	大西幸一			
理事	鷺尾 裕			
理事	田中金一			○
理事	吉岡 昇			○
理事	住宅俊乃			
理事	中島正智			
理事	妹尾善弘			
理事	江田大志			
監事	藤澤末博			
監事	福木 実			

## 第5次岡山県人権政策推進指針(素案)へのパブリックコメント

2020年12月

第5次岡山県人権政策推進指針の策定にあたり、県民の人権を保障する県政の確立を願って意見を提出します。貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

(1)5年前のパブリックコメントでも提案しましたが、貴審議会が人権課題に日頃から取り組んでいる県民や県民で構成する諸団体などから、人権問題の今日的現状や課題を直接聴取する機会を設けるべきだと思います。2001年3月の岡山県人権政策推進指針の制定にむけて、当時の審議会には多数の団体から意見を聞き取る機会を設けていただきました。その教訓は生かすべきだと考えます。第5章、推進体制のなかの3・民間団体との協働のなかに、日常的に意見交換を行うことを明記してください。

(2)「岡山県人権政策推進指針」は2001(平成13)年3月に策定されました。5年ごとに改定されながら20年近くが経過しますが、その間に、この「岡山県人権政策推進指針」が果たしてきたことの総括がされていません。第3次晴れの国おかやま生き生きプラン・素案の推進の基本姿勢のなかに、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルの実施を掲げられています。この基本的な考え方を岡山県人権政策推進指針策定作業にも生かすべきだと思います。

「岡山県人権政策推進指針」は県民にどの程度認識されていると捉えられているのですか。誰にどのように活用され、その成果はどこにどのように表れているのですか。それらも20年も経過した時点では包括的にまとめることが必要だと思います。ぜひ、第5章、推進体制の中に新たに項を起こしてその旨を挿入してください。

(3)岡山県人権政策審議会の委員発言に「県としての考え方」を強調されている方々も見受けられ、論議の展開を期待していました。しかし、今回の第5次・素案は、第4次の「全体構成」からはほとんど変わっていません。いわゆる「私人間」の問題が中心におかれ、本来の人権概念からしての人権問題、「権力からの人権侵害」について、また労働者の人権などはほとんど触れないという内容を踏襲してしまっています。

それには、改定に対しての論議時間が不足していること、原案が行政担当者だけの事務局から提案されることなどの背景があると思います。一度作った枠組みを、元から作り直すのには相当な体制と努力が必要と思います。ぜひ、次回からは、全体構成と内容などについて、十分な論議をしていただき、今日の人権課題を的確に把握し課題解決に結び付く道筋を提案できるものにしていただきたいと思います。そのために、第5章、推進体制のなかに項をおこして、次期改定時にむけた諸準備を早くから行う旨を明記してください。

(4)素案全体のなかで、「差別意識」という言葉を使っているのが「同和問題」で5か所、「刑を終えて出所した人」で1か所ありました。女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人、ハンセン病問題・患者など、インターネットによる人権侵害などの項では、「差別意識」という記載はなく、「人権意識」、「人権感覚」、「理解や支えあう意識」、「理解を促し偏見や差別の解消」などと記載されています。啓発が大切だとする人権課題になぜそのような「意識」を表すうえでの区別をつけるのか、奇異に感じます。素案を起草する方たちの中に人権課題に対して軽重、ランク付けなどを考えている方がいて、それを批判できない審議会や事務局の現状の表れではないかと、思っています。指摘した「意識」の使い方を整理し、訂正してください。

(5)第4章、課題別の「同和問題」は削除してください。2019年11月27日開催の第47回審議会議事録の委員の発言に、「第4章の課題別施策の推進で1から10まであるが、基本的に主体別だといわれる」、「ハンセン病問題も同和問題も、その人の人権問題がメインとなるなら」などと意見表明され、審議会全体の考え方となっていま

す。そのことは、「同和問題」という設定は、「同和地区の人」、もしくは「同和関係者」に対しての人権課題だとして取り上げられていることとなります。

しかし、2002年3月末で33か年の同和対策事業にかかる特別措置法が終結したことを受け、県当局も今は法務省も「同和地区」「同和関係者」を特定できないと公言しています。もし特定しようとするれば、そのこと自体が人権侵害という時代を迎えています。そういう認識を持って、再度課題別を整理してください。

(6)2015年10月下旬、岡山市内の「福祉交流プラザ」(隣保館)で車椅子の重度障害者の人が館への入場を拒否される問題が惹起しました。エレベーターや障害者トイレもない館が、一方で人権、福祉、コミュニティを謳っている、そんな現状があります。

2020年11月、視覚障害者の方が「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき福祉サービスの申請を行った結果、支給決定通知書がとどきました。しかし、その通知は書面でした。ご夫妻とも全盲でしたので、内容がわかりません。知人にメール添付で送り読んでもらってやっと決定したことを知りました、ということもありました。

「心のバリアフリー」よりも、公共施設そのものからバリアーをなくすという姿勢、個々の障害の状況に応じて情報を伝えるなど、一人ひとりの人権を主軸とする行政姿勢をまず示していただきたいと思います。

以上、意見を提出します。よろしくご検討くださるよう、重ねてお願いします。

## 第3次晴れの国おかやま生き生きプラン素案に対するパブリックコメント

2020年12月

貴職が第3次晴れの国おかやま生き生きプラン策定にあたり、素案を公表し、県民からの意見を求められる姿勢を示されていますことに敬意を表します。

貴職がパブリックコメントを通じて県民の要望や置かれている状況を汲み取り、よりよいプラン策定に結びつけていただくこと、および県民の人権を保障しさらに進展させることを願って意見を提出します。

貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

### 1、「晴れの国おかやま生き生きプラン」で取り組んできた成果と課題を明らかにすべき

2013(平成25)年8月29日に第3次おかやま夢づくりプランを改定して、「晴れの国おかやま生き生きプラン」が策定され、現在第3次策定の素案が県総合政策局から提示されています。

このプランは県政の最上位に位置づけられています。それだけに、2013年からそのプランをもとに県政をすすめてきた7年余りの成果と課題をまず明らかにされるべきではないでしょうか。

最低限、2017年策定の「新晴れの国おかやま生き生きプラン」のどの内容をどのように評価して今回の第3次案にどのように変化させたか、その内容は説明されるべきだと思います。教育の分野で学力テスト10位以内を取りやめたことなども、きちんと説明すべきだと思います。

この素案の第1章 基本的な考え方 3 プラン推進の基本姿勢、(3)時代の要請に応える政策推進に、キPDC Aサイクルの実施を掲げられています。この基本的な考え方を、まずはこの第3次プラン素案でも生かすべきだと思います。

### 2、誰がプランを実施するのか、県民はどういう立場なのかを明示すべき

第5次岡山県人権政策推進指針は、県知事から諮問を受けた岡山県人権政策推進審議会が答申したものを元にした素案を提示してパブリックコメントを受け付けています。岡山県人権教育推進プランも岡山県人権教育推進委員による答申がもとに論議されてパブリックコメントを受けたのちに策定されています。

しかし、生き生きプラン素案は県知事の権限で県当局がまとめられているとみうけられます。その制定過程の手続きの違いはどのような理由でおこるのでしょうか。

第3次晴れの国おかやま生き生きプランは、県政において最上位に位置付けられる総合的な計画、県政推進の羅針盤、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想と位置付けられています。それだけにより多くの県民的な意見が反映すべきではないでしょうか。

なお、県民は「顧客」という立場だけでよいのでしょうか。それとも生き生きプラン実施の上で推進者の立場になるべきと捉えられているのでしょうか。生き生きプランは、県職員が県政を執行するうえのものとして位置づけられているのでしょうか。その点も含めて明らかにされるべきだと思います。

### **3、憲法や岡山県人権政策推進指針などの関連が見受けられない、整理してほしい**

県民から信頼が寄せられないといかなる政策やプランも実効性は発揮されないと考えます。県政において最上位に位置付けられる総合的な計画としての生き生きプランとされるならば、県民の人権に基づく施策の施行が基本です。その姿勢で県政を推進すればより日本国憲法が輝くものになると思います。まったく憲法に触れていないことは奇異に感じます。ぜひ、新たに挿入してください。

また、県人権政策推進指針は策定されてから20年が経過しました。それ以外にも、人権にかかわる重要な指針、計画などを県自体が策定し実行されてきています。それらが生き生きプランとどのように関連しているのか、明示されていません。個別に人権課題を少し言及していますが、その点だけに絞ってでも、指針、計画などとの関連を示すべきです。ぜひ、関連させて挿入してください。

### **4、「顧客重視」の表現を見直し、「コスト意識」の強剛は控えてください**

地方自治法には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明示されています。本来、費用の多寡にかかわらず、県民の生命、暮らしと福祉にとって不可欠な事業は「コスト意識」以前の問題として実施する責務を行政は担っているはずで、今日の新型コロナウイルス対策もそのようにとらえるべきです。

「顧客」というとらえ方も、地方自治法の第一義的な責務の軽視に映ります。

ぜひ、県民重視の視点での記載をしていただくよう、再考してください。

以上